

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年葉山町条例第199号）及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年葉山町条例第202号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

一般職の職員の給与改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めるために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年葉山町条例第7号)附則第2項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる同項本文の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年葉山町条例第199号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

(葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年葉山町条例第202号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第3条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の教育長の給与条例」という。)第3条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の葉山町特別職の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職の給与条例」という。)第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の教育長の給与条例又は改正後の特別職の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第3条第2項の規定及び第2条の規定による改正前の葉山町特別職の職員の給与等に関する条例第5条第2項の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の教育長の給与条例又は改正後の特別職の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条例の概要

題 名

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の給与改定を勸案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行		平成 29 年 12 月 1 日 適用		平成 30 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.075 月	⇒	2.075 月	⇒	2.125 月
12 月期	2.225 月		2.325 月 (2.225 月)		2.275 月
年間計	4.3 月		4.4 月		4.4 月

() 内は支給済月数

3 施行期日等

- (1) この条例中第 1 条及び第 2 条の規定は公布の日から、第 3 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、平成 29 年 12 月期に支給する期末手当に係る改正規定は平成 29 年 12 月 1 日から適用することとした。
- (2) 改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

【第1条】教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表 (H29.12.1適用)

改正後	改正前
<p>〔旧〕教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 昭和31年10月6日条例第199号</p>	<p>〔旧〕教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 昭和31年10月6日条例第199号</p>
<p>第3条 前条に規定する期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する教育長に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教育長についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する教育長にあっては、退職又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第3条 前条に規定する期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する教育長に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教育長についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する教育長にあっては、退職又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

【第2条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表 (H29.12.1適用)

改正後	改正前
<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p>	<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p>
<p>第5条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員には、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職(一)8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員には、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職(一)8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

【第3条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表（H30.4.1施行）

改正後	改正前
<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p>	<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p>
<p>第5条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員には、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員には、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>